

# フランス、子どもが生まれる 35 時間 労働社会——親子に時間を与える制度と運用

高崎 順子

## 1 フランス社会で覚えた「産める・育てられる」実感

1974年生まれの筆者は2000年、25歳の時からフランスに住んでいる。現地で結婚、2009年と2012年に二児を授かり、以来パリ郊外で出産・子育てをしてきた。フランスでは90年代後半から出生率の回復が見られ、多くの先進国で少子化が懸念される中、その社会や制度が注目されてきた。筆者が妊娠出産した時期はちょうど、この国の年間の出生数が80万人、合計特殊出生率が2.0を超えていた頃だ。乳幼児の子育ては大変だったが、各種の制度や親子に対する優しい眼差しに助けられ、「ここでなら産める・育てられる」との実感があった。それを同じ頃に日本で妊娠出産し子育てしていた友人たちに話すたび、「フランスが羨ましい」「日本の子育てはハードすぎる」とため息まじりに言われた。当時日本の年間出生数はおよそ100万人、合計特殊出生率は1.3付近。総人口では半分ほどのフランスと比べて、「産める・育てられる」との社会的信頼の薄れているさまが、数字に表れていた。

日本に住む人々と会話し、書籍や資料を読み重ねていくうちに、筆者は考えた。フランスの子育て環境を概観し、そこでの体験と実感を添えて伝えたら、何らかのヒントを日本に届けら

れるのではないだろうか？ その思いから1冊の本を書き上げ、2016年、『フランスはどう少子化を克服したか』（新潮新書）と題して上梓した（図1）。「日本と異なり」かつ「日本の参考になるであろう」と思われる以下の5つのテーマに焦点を当て、それぞれに1章を割いて述べた。

第1章 男を2週間で父親にする——子の誕生直後の父親休業制度（男の産休）

第2章 子供は「お腹を痛めて」産まなくてもいい——無痛分娩を含む自己負担無償の出産支援

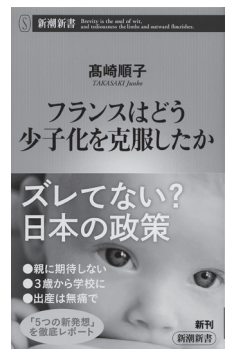
第3章 保育園には、連絡帳も運動会もない——親と保育士の負担を軽減した保育園

第4章 ベビーシッターの進化形「母親アシスタント」——多様な保育手段

第5章 3歳からは全員、学校に行く——学費無償・全入の就学前公教育

各章ごとに関連の制度や社会的理解をピックアップし、その歴史・経緯を調査。行政や医療、教育機関に取材し、関係者のインタビューを添えた。執筆を通し、「親になること」だけでなく「親であること」を支えるフランスの仕組みを、

図1



『フランスはどう少子化を克服したか』（新潮新書）

筆者自身も学んでいった。

フランスの子育て支援・家族政策に関する論考はそれまでも、日本語で多くなされていた。しかし実際にそこで子育てをする生活者の証言は少なく、それを補完する役割の一端を拙著が担えたのだろう。上記書籍の刊行直後より、続報記事の寄稿や講演会の機会を多く得た。中でもフランスの父親休業制度や、負担を軽減した保育園の仕組みは関心の高さが伺えた。2022年秋には日本でも、フランスの父親休業制度に近い「産後パパ育休（出生児育児休業制度）」がスタートしている。

## 2 日仏で異なる「親になる・親である時間」

その後もこの分野の情報を日本に伝え続ける中、筆者にはずっと、気になることがあった。それは「フランスの人々には、親になる・親である時間が与えられている」ということだ。

フランスで未成年の子を持つ親たちは共働きが8割以上<sup>1</sup>を占めるが、大半が定時で勤務を終え、夕刻からの時間を家庭で過ごす。残業するのは一部の管理職クラスのみで、上司や同僚との会食で帰宅時間が遅くなるのは年に数回ほどだ。そして夏には数週間のまとまった休暇「バカンス」を取り、海や山への長期旅行に出かけ、子どもたちと自然の中でゆったり過ごす。現地の民間企業に勤める筆者の夫も同様で、長時間労働と家庭の両立に悩む日本の友人たちに何度も驚かれた。

2016年当時、日本の雇用労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数は8.8日だったが、フランスでは「夏にまとめて取得せねばならない休暇」の最短日数が14日間と、夏季だけで日

本の年間平均より長かった。また労働時間の国際比較報告書によると、同年の雇用労働者（パートタイム含む）1人当たり平均年間総実労働時間は日本が1,724時間、フランスは1,383時間だった<sup>2</sup>。

フランスの親子には、共に過ごす時間が長くある。それも特別なケースではなく、子どもといられないほど多忙で保育手段を駆使する親はごく少数だ（2023年発表資料では、3歳未満の子どもがいる家庭でのベビーシッター利用率は1%）<sup>3</sup>。

そんな社会で生活し、筆者の問いは年々強くなっていった。日本とフランスの子育て環境で最も異なるのは、親子の時間ではないだろうか。人々が働きながらも「親になる・親である」のが可能だから、フランス社会では子どもが生まれるのではないか。その社会は、どのような仕組みと働き方で動いているのだろうか？

そこから筆者は労働法制のうち、親子の時間に最も影響するであろう「残業をしない・させない労働時間規制」と、「数週間のバカンスを可能にする年次有給休暇制度」を調べた。そしてフランスの労働環境は、職種・業種・職階ごとの厳密な労働時間管理と、雇い主が「取得させる義務」を負う年5週間の有給休暇制度で強力に枠取られていることを知った。またその法制度の運用に、社会全体で真剣に取り組んでいることも。この国では、働く人が私生活と仕事を両立できるよう、労働法が保障し、労使が共に努めている。「フランスの親子には時間がある」と筆者が知覚したのは、個人のふんわりした感覚ではない。細やかな制度と社会的合意に支えられた、確固たる事実だったのだ。

おりしも日本では長時間労働の弊害がようやく深刻に問題視され、働く人の心身の健康と私

## 図2



『休暇のマネジメント～28連休を実現するための仕組みと働き方』（KADOKAWA）

今こそ日本に向けて、フランスの労働法制と運用を伝える本をまとめたら、きっと何らかの役に立てるのではないか——その確信から2023年春、『休暇のマネジメント～28連休を実現するための仕組みと働き方』（KADOKAWA、図2）を上梓した。こちらも刊行直後より意思決定層の反響を呼び、2024年夏の全国知事会議では、「休み方改革」のセッションで取り上げられている。

これら2冊の本を通して筆者は、「人が親になる・親である」ために、フランス社会に張り巡らされた多種多様な制度を見出した。それには労働法制や医療・教育制度だけではなく、子育て世帯の可処分所得を減らさない税制度、現物給付・現金給付の社会保障制度も大きく寄与している。本論ではそのうち、「親子に時間を与える仕組みと発想」に焦点を当て、詳細を述べていきたい。

### 3 働く人の可処分時間を維持する労働法制

フランスの労働法制は、人に「親になる・親である」時間を与えている、と前述した。これは言い換えると、労働者の生活において勤務時

生活時間の維持のため、働き方改革が本格化したところだった。2019年には働き方改革関連法が施行され、日本の労働基準法に初めて残業時間の上限規定を明記、有給休暇の一部取得が雇用主側の義務となった。

今こそ日本に向けて、

間以外の「可処分時間」が確保されている、ということである。そしてその可処分時間の確保の原則は、国の「労働法典 Code de travail」で象（かたど）られている。これは日本の労働基準法に相当する法律群で、労働時間に関する規制は、フランスの方がより厳しい。

その象徴は有名な「週35時間労働」だろう。フランスのフルタイム法定労働時間は週35時間（月152.67時間、年1,607時間）と定められている。これは日曜日を除く週6日間の総労働時間であり、加えて「1日につき最短11時間の勤務間休養」「週1回24時間連続の休業」「6時間に一度の20分以上の休憩」などを義務付けることで、1日7時間労働・週休2日を標準の働き方としている<sup>4</sup>。

そしてこの「週35時間」をフルタイム勤務の標準として、法定最低賃金がある。この額はインフレ率など経済指数を反映し毎年1月1日に改定される。2024年は前年比で1.13%の引き上げがあり、税抜きの月額額は1,766.92ユーロ（税込1,398.69ユーロ）。さらに2024年は前倒しの更新がなされ、11月1日から2%アップの月額税抜1,801.80ユーロ（税込1,426.30ユーロ）となった<sup>5</sup>。

しかしこの「週35時間」はあくまで標準であり、すべての労働者には適用されない。以下、適用除外の例を箇条書きで記す<sup>6</sup>。

一繁忙期・閑散期の差が大きい業務の場合、それに応じて労働時間35時間以上の週と35時間未満の週に調整できる（変形労働時間制度）。

一取締役・上級管理職（フランス語でカードル Cadre）には労働時間規制の適用除外制度があり、3種類の契約様式を設けている。

1）経営幹部職員：重要な責任と自立性の高

い意思決定を行う権限を持ち、高水準の報酬を得るもの。年次有給休暇以外の労働時間規定が適用されない。

- 2) 作業班統合幹部職員：実作業を行う部門に所属する幹部職員で、週 39 時間を上限に就労し、週 35 時間の超過分の代替に労働時間短縮日（R T T）という休日を得る。実働時間が週 39 時間を超えた場合は割増手当が支払われる。休憩や休養、有給休暇などの規定は適用される。

- 3) 自律的幹部職員：労働時間の配分を自身の裁量で決定できる職員が、所定労働時間を週ではなく、年間労働時間もしくは年間労働日数で定めて契約する。1 日・1 週間・年間の労働時間上限、休憩や休養、有給休暇などの規定は適用される。事前に定めた時間・日数を超過した場合は割増手当が支払われる。

一家庭内労働者、農漁業労働者、商業代理人、住み込み不動産管理人、坑内労働者など、特別規定を設けられた職種。

フランスの労働時間の規定はこのように、職種・職階・労働協約によって可塑性がある。フランス統計経済研究所 Insee によると、2023 年のフルタイム雇用労働者の週平均の労働時間は 38.9 時間。週

35 時間より多いが、それでも大半の職種・職階では週 40 時間未満に抑制されており、雇用労働者で週 40 時間を超えるのは職階では上級管理職（42.1 時間）、職種では金融業（40.4 時間）のみだ（表 1）。

このように労働時間規制を適用外にする道がありながら、フランスではそれでも、社会全体の長時間労働を招いてはいない。原則の時間規制が広範に無効化されるのを防ぐため、フランスの労働法には以下のような規定が存在する。これらが適用除外や労働協約・個別契約にも縛

表 1 2023 年の職階・職種別平均労働時間

労働者の属性	年間の労働時間 (時間)	1 週間の労働時間 (時間)	1 日の労働時間 (時間)	年間の労働日数 (日)
フルタイム雇用労働者	1,669	38.9	7.8	214
性別				
女性	1,609	38.3	7.7	208
男性	1,718	39.3	7.9	219
社会職業分類（職階）				
取締役・上級管理職※	1,798	42.1	8.4	215
中間職	1,621	38.2	7.7	209
事務職	1,615	37.3	7.6	212
作業職	1,646	37.7	7.5	219
職種				
農業	1,725	38.8	7.7	224
製造業	1,686	39.1	7.8	216
建築	1,700	39.3	7.8	217
商業	1,711	38.9	7.7	221
小売	1,711	38.4	7.6	226
運送	1,695	39.3	7.8	217
宿泊飲食	1,758	39.2	7.7	229
情報通信	1,740	39.8	7.9	219
金融	1,674	40.4	8.1	207
不動産	1,785	39.6	7.8	229
企業向けサービス	1,721	38.7	7.8	220
一般家庭向けサービス	1,646	37.9	7.6	218
公務・非営利	1,589	38.6	7.9	201
行政	1,644	39.2	8.0	205
教育機関	1,470	38.4	7.6	193
福祉	1,621	38.2	8.0	202
パートタイム雇用労働者	968	23.1	5.7	170
自営業者	1,971	42.5	8.1	243

※雇用経営者を含む。

対象：マイヨットを除くフランス。一般的な住居に住む 15 歳以上の労働者

出典：フランス統計経済研究所 雇用調査 2023 INSEE, enquête Emploi 2023. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/7767073?sommaire=7767424>

りをかけているのである。

- 超過勤務を含む法定労働時間の上限は 1 日 10 時間、1 週間 48 時間、年間 1,607 時間。
- 1 週間 48 時間を超える場合は行政当局の承認が必要で、その場合の上限は週 60 時間。
- 事前に定められた時間以上の超過勤務には、8 時間未満の場合 25%、8 時間以上の場合 50%の割増手当が発生する。割増率は協約で定めることも可能だが、少なくとも 10%以上でなければならない。
- 従業員 50 人以上の企業は、業務に関するデジタルツールの使用規制の労使同意を定める義務がある（繋がらない権利）<sup>7</sup>。
- 夜間勤務が家庭の事情（特に子の保育や介護）と合わない場合、職員は拒否できる。この拒否を懲戒や解雇の理由としてはならない。

雇用主は時間規制を超えて職員を働かせにくく、かつ時間外割増率が高いので、管理職には定時内での業務管理を求める。職員が残業を望んでも上司の許可が降りず、むしろ「定時で仕事を終えられない人材」としてマイナス評価をされてしまう。また職員の方も、定時に終えられない作業量が割り振られた場合は管理職・雇用主の責任と理解し、サービス残業は行わない。デジタルツールの普及に伴い、2000 年代には私生活時間に自主的に仕事をして過労に陥る管理職が増えたことがあったが、「繋がらない権利」の概念と制度の導入により、「私生活時間に自主的に働くことは良くない」との社会通念が醸成された。

またフランスでも子育て中の職員を中心にパートタイム契約（時短勤務 *temps partiel*）が一般的だが、その待遇はフルタイム社員と同等と定められている。期間契約社員（*CDD*）・

派遣社員（*interime*）などの非正規雇用も存在するが、フランスでは少数派であり続けている。非正規雇用は賃金が割高であることに加え、契約を終了する際に雇用主が「不安定雇用手当 *prime de précarité*」（最低額でも全契約期間に支払った給与の 10%）を支払わねばならないと、経営者にとって非正規雇用を多用するメリットが薄いためだ。

フランスの労働法制は、残業・長時間労働をする労働者、不安定雇用の労働者を限定し、多数派にしない仕組みになっている。こうして社会で働く人々の可処分時間が確保されているので、結果的に、子育て中の親たちにも私生活の時間がある、というわけだ。かつフランスでは児童保護の観点から、小学校高学年まで外出時にはなるべく子を 1 人で行動させない社会規範があり、親は可能な限り、通園・通学に付き添う。平日は送迎に追われ、休日や週末も子どもと過ごす親たちは、社会全体で見て「生活時間の自由度が低い存在」だ。必然的に子育て中の親は「自由を制限された、大変な生活をしている人たち」と認められ、子どものいない・子育てを終えた人たちからも、理解や助けを得ているのである。

そして「親になること」を望む人々にとってはもちろん、私生活の時間は重要だ。2 人の成人が出会い、子を持つと願い、その道を共に歩むためには、信頼関係を構築するための時間が必要。誰にとっても 1 日は 24 時間であり、長時間労働で職場にいる時間が長ければ長いほど、私生活の時間は削られる——日本の読者諸氏に対して、その実態をここで論じるまでもないだろう。

## 4 家族で「生きる喜び」を見出す 長期休暇

フランスの「親子の時間」を支えるもう一つの労働法制が、5週間の年次休暇制度である。これはあらゆる雇用労働者に適用除外がなく、取締役・上級管理職を含め、すべてのパートタイム・フルタイムの雇用労働者に、権利として保障されている。

日本にも年次休暇制度は存在するが、大きな違いは以下の3点にあると筆者は考える。

- ・雇用主に「取得させる義務」がある——取得率は人数も期間も「100%」でなければならない
- ・全員が確実に休むために、社会全体で、かつ年単位で業務を調整する。
- ・「誰もがまとまった期間を休む必要」に関して、国民的な理解が醸成されている。

業種ごとの取得日数を見ると、ほぼ全ての業種・職種で「25日」のラインが守られているのが見て取れる（表2）。

バカンス大国・フランスの歴史はその始まりを1936年に遡る。この国初の社会主義政権が成立した際、週の労働時間の短縮、賃金向上などと共に、まずは「年に1回、2週間のまとまった休暇を雇用主の義務で取得させる」形で始まった。しかし、当時の労働者は前代未聞の長期休暇の意味も価値も分からず、「2週間休

表2 フランスの有給休暇付与・取得平均日数（2015年）

	年次休暇付与日数	有給休暇取得日数（年次休暇・その他の休暇合算）	契約種	
サラリーマン全体	33	33	有期契約・派遣契約	30 21
民間企業従業員	29	29	無期契約	29 30
業種			性別（フルタイム契約のみ）	
農林水産業	27	29	男性	29 30
製造業	29	32	女性	30 30
電気・水道・廃棄物・エネルギー関連業	33	38	勤続年数	
建造業	27	30	1カ月～5年未満	28 27
商業・自動車修理業	27	26	5年～10年	29 27
運輸・倉庫業	30	31	11年～15年	29 30
宿泊・外食産業	26	24	16年～20年	30 31
情報通信業	31	30	20年以上	31 34
金融・保険・不動産業	33	32	公務員	45 46
特殊科学技術業	29	29	実労働時間（教員以外）	
教育・医療・福祉関連業	31	31	パートタイム	37 39
その他	29	25	フルタイム	38 40
事業規模			週35時間未満	34 34
従業員10人未満	27	26	週35時間～38時間	38 39
同10～49人	27	27	週39時間以上	42 45
同50～199人	29	30	社会職業分類	
同200～499人	30	32	管理職・知的上級職（教授以外）	41 41
同500～999人	31	33	中間職（保育学校・小学教員以外）	41 45
同1000人以上	32	33	教授・教員	73 70
契約労働時間			医療・福祉関連の中間職	36 35
パートタイム	28	26	技術職・現場監督	39 40
フルタイム	29	30	作業員	37 38
週35時間未満	27	28	工具	36 40
週35～38時間	31	33	性別（教員以外のフルタイム勤務のみ）	
週39時間以上	31	32	男性	38 40
社会職業分類			女性	38 39
管理職・知的上級職	33	33	勤続年数（教員以外）	
中間職	31	33	1カ月～5年未満	39 41
熟練労働者	29	29	5年～10年	37 36
非熟練労働者	26	24	11年～15年	38 39
熟練工具	27	27	16年～20年	38 42
非熟練工具	26	24	20年以上	38 40

表の読み方：2015年、従業員10人未満の民間企業従業員は平均して27日の休暇（RTTを含む）の権利を持ち、うち年間26日を取得している。  
 調査対象：15歳以上75歳未満で、勤続1年以上、正規雇用社員（研修生と見習い、1年未満の有期契約・無期契約社員、休暇取得のための派遣労働者を除く）。海外県を除くフランス本土県。  
 出典：高崎順子『休暇のマネジメント～28連休を実現するための仕組みと働き方』p74（フランス国立統計経済局2015年就労調査より翻訳抜粋）

んでもやることがない」と戸惑うだけではなく、「休みが明けたら失職しているのではないか」との疑心暗鬼の声もあった。時の政府はその声を一蹴せず、丁寧に耳を傾け、長期休暇の運用支援と取得促進のために専任の部局「余暇整備・スポーツ担当局」を設けた。旅行のための交通費の割引制度や宿泊先の整備など、長期休暇の過ごし方まで支援し、国民に仕事以外の時間を与えるだけでなく、その時間でやるべきことまで示した。当時の担当大臣レオ・ラグランジュは、国が国民の長期休暇を支援する意義をこう述べている。

### 「余暇を通して、生きる喜びと、人としての尊厳を見出してほしい」

フランスの年次休暇はその成立当時から、「休む意味」がかように言語化され、支援策とともに国民全体に周知された、国家的プロジェクトだったのである。そして現代、このプロジェクトはしかと定着し、綿密な業務計画と段取りによって遂行されている。現行の労働法における夏季休暇の原則は「5月から10月の間に、最短2週間から最長4週間のひとまとまりで、最低1回は取得する」というもの。このためにフランスでは、夏季休暇の集中する7月・8月の2カ月間、社会全体の活動ペースを落とすことを合意している。商業施設や教育機関は一定期間休業し、中断が許されない役所や公立病院、ごみ回収などのインフラ事業は、受付時間の短縮とサービス頻度の減少で対応する。その詳細は本稿で紹介しきれないので、是非拙著『休暇のマネジメント』を参照されたい。

この長期休暇制度も、前述した「残業しない・させない労働時間規制」と同様、すべての雇用労働者を対象として施行されている。その

労働文化は自営業者にも共通し、過剰労働の抑制に寄与している。子どものいない独身者や若い世代も当然その中の一人で、長期休暇のひとつで人生の伴侶となる相手と出会い、互いを知り合い、家族となるステップを踏む。子どものいる労働者は、休暇のあり方に子どもの影響を大きく受けるため、この点でもやはり「自由を制限される人」として、同情されかつ優先される存在だ。

そうして毎年夏季に数週間与えられる時間は、自宅から離れた自然の中で過ごすのが定番だ。フランスの人々のバカンス志向を毎年定例で調査している調査会社IPSOSによると、2024年、回答者の64%が夏の長期休暇を「自宅から離れて過ごす」と答えた<sup>8</sup>。筆者の周囲の親子たちも、毎年夏は必ず、家族で思い出のひとつを数週間共にしている。フランスはそれを個人の考え方や努力でなく、労働法制と社会的な意思で可能にしているのである。

## 5 可処分所得を補填する各種の給付

本稿では労働法制に焦点を定め、フランス社会がいかに関「親子が共にあれる時間」を捻出・維持しているかを論じた。しかし親子の生活に必要なのは時間だけではない。労働時間を短縮しながら、生計のための可処分所得も確保せねばならない。フランスではこの点でも制度が張り巡らされており、特に社会保障制度による現物・現金給付と、子育ての経済的負担を考慮した税制度に見るべき点がある。これらについても、紙幅の許す限り述べたい。

まず、可処分所得を「補填」する社会保障制度から見えていこう。フランスでは疾病、失業などと並ぶ社会生活のリスクとして「子ど

もを産み・育てること」が認定され、「家族政策」の名の下、富の再分配のシステムに子育て関連給付を組み込んでいる。そのための専任の公的財政機関「家族手当金庫」が、全国機関のC N A F (Caisse Nationale d'Allocations Familiales) と地方機関の101のC A F (Caisses d'Allocations Familiales) の連携によって組織されている。2022年の総給付額は990億ユーロ、給付を受けた人々は1,350万人だった。

この家族手当金庫が担う現物給付・現金給付には、二つの大原則がある。「縦・横の再分配」と「応能負担」だ。「縦の再分配」は多くの読者もご存知のように、所得の高い層から低い層への分配である。「横の再分配」は社会的に安定している人々からより困難な状況にある人々の分配を指し、シングル親、失業や事故疾病で就労困難にある親の世帯などに、より多くの給付がなされる。「応能負担」に関しては、所得の多い人ほど現金給付額が低くなる方式と、所得の少ない人ほど保育施設など現物給付施設の利用額が低くなる方式の2種類で運用している。家族手当金庫の給付は全国を対象としているので、この組織が司る給付や応能負担には地域性がなく、フランス国内のどこに住んでいても同額・同率で行われる。地域性は国の給付ではなく、自治体の子育て支援に反映される。

この家族手当金庫の特徴は、「あらゆる家族」を支援することだ。その意思表示として、組織名の中の「家族」は総称の単数形 famille ではなく、家族の形の多様さを強調する複数形 familles が採用されている。そしてその多様な状況に対応するため、10種類以上の現金給付が展開され、各世帯が必要に応じて複数の給付を組み合わせた支援を受けている。なお「縦・

横の再分配」の原則により、養育児童数や世帯所得を条件とした給付制限がある。以下、全国家族手当金庫作成の「給付ガイドブック」より、一部を抜粋して紹介する<sup>9)</sup>。

- ・出生・未成年との養子縁組一時金：妊娠7カ月目に1,066.30ユーロ、もしくは養子縁組後の共同生活初月に2,132.58ユーロ
  - \*同時に迎える子どもの数だけ倍額とする
- ・基礎手当：出生～満3歳の翌月まで毎月給付。子1人につき193.30ユーロ（所得により96.66ユーロ/月/1人）
- ・家族手当：2人以上の子を養育する世帯に毎月給付。子の人数と世帯所得により月37.14ユーロ～190.29ユーロの間で給付額が変動する（14歳以降より増額あり）
- ・追加家族手当：3人以上の子を養育する世帯に3人目の子の誕生翌月より毎月給付。世帯所得により月193.30ユーロ～289.98ユーロの間で給付額が変動する
- ・新年度手当：6～18歳の就学児童を持つ対象所得世帯に、8月末に給付。子どもの年齢により416.40ユーロ（6～10歳・小学生）、439.38ユーロ（11～14歳・中学生）、454.60ユーロ（15～18歳・高校生）

このほかにひとり親養育手当、育児手当、保育手当、障害児手当、児童看病手当、DV被害者支援一時金などがある。

現物給付の方は、子育て関連施設をインフラとして設置・維持するため、設備費・運営費への助成の形で行われる。0～2歳の家庭外保育施設のほか、3歳からの義務教育施設に併設し始業前・昼食・放課後の「学校周辺時間」を支える学童保育施設、長期休暇中の児童や家族を受け入れる滞在型レジャー施設が、家族手当金庫の助成を受けている。この現物給付により、

親たちは家庭を不在にして勤労する時間を確保できる。その間の子どもたちは、法に定められた基準の見守りのある居場所で、年齢に相応しい過ごし方をしているのである。

## 6 可処分所得を減らさない税制度

各種の給付で「可処分所得を補填する」策を講じても、そもそも「可処分所得が減る仕組み」を放置していれば、穴の空いたバケツに注水を続けるがごとく、給付の効能は薄れてしまう。それを防ぐには、国として可処分所得を「減らさない」対策が別に必要だ。フランスではそれを所得税制度で行っている。「世帯申告」・「家族係数」・「所得区分による累進課税」を組み合わせた、いわゆる「N分のN乗式」の所得課税だ。

この国ではまず、公的に共同生活を宣言した成人2人において、世帯ごとの所得税の申告・課税・支払いを義務としている。そして共同生活世帯の中に養育する子（未成年の子）がいる際、子の数に応じて世帯への課税率が下がる仕組みを採用している。「公的な共同生活の宣言」には結婚と、その軽量化版とも言えるパートナーシップ協約PACSの2種類があり、どちらも同性間・異性間で締結できる。子に付随する減税効果は広く知られており、それまで事実婚状態だったカップルが、子の誕生を機に結婚もしくはPACSを締結することが多い。

この税制度では、世帯の所得税を以下の3段階で算出する。

1) 年間の世帯所得額を世帯の税的な頭数で割り、「頭数あたりの所得額（家族係数）」を算出する。子は1人につき0.5人、3人目のみ1人として計上。

2) 家族係数を規定の所得区分に照らし合わせ、各区分の課税率から「頭数当たりの税額」を計算する。

3) 「頭数当たりの税額」に、世帯の税的な頭数を掛け、世帯全体の税額を算出する。

フランス経済省公式ウェブサイトの記載例のもとに、比較例を算出した（計算式は脚注に詳述する）<sup>10</sup>。子どもの有無により、所得税額が大幅に変わるさまが分かる。

・世帯年収 55,950 ユーロで、子どものいないカップル（世帯の税的な頭数は2）の所得税……4,097.02 ユーロ

・同じ世帯年収で、未成年の子が2人いるカップル（世帯の税的な頭数は3）所得税……2,081.48 ユーロ

さらに所得税には数種の税額控除が設けられ、子育て世帯向けには、1年間に負担した保育費の半額が「給付付き控除 Cr dit d'imp t」の対象となっている<sup>11</sup>。上記の例であれば、子ども1人につき年間3,000ユーロの保育費がかかった場合、 $1,500 \text{ ユーロ} \times 2 = 3,000 \text{ ユーロ}$ が税額控除額となる。控除額が課税額より多いため、所得税の支払いがなくなるのに加え、差額の918.52ユーロが小切手で給付される。子どもを含めた世帯課税によって、可処分所得の減少を抑えられるだけでなく、増えるケースもあるのだ。

フランスのN分のN乗式の所得課税のもと、子どものいる世帯はいない世帯に比べて、確かに「子どもがいると税金が下がる」と実感できる。一方、所得が多い世帯ほど控除額が大きくなるため、この方式では「反・再分配性」が指摘されている。減税を税率ではなく定額にすること、社会保障給付にさらなる所得制限を設けることなどが検討されているが、最終的な解決

策はまだ定まっていない。現状では高所得者優遇の懸念よりも、子育て世帯への減税効果が優先されている、と言えるだろう。

以上、可処分時間と可処分所得の2つの面から、子どもが生まれるフランス社会について綴った。最後に補足したいのは、フランスでは皆保険型の国民医療保険によって、妊娠出産・避妊中絶の医療費の自己負担を無償化・軽減化している事実である。子育て支援の充実によって「産める・育てられる」実感を醸成するだけでなく、「産むか産まないか」「産むならいつ産むか」の選択を女性たちに可能にしている。人間としての女性の人権と尊厳を擁護しつつ、子と共に生きる暮らしの難易度を下げる、両輪の工夫をしているのだ。

フランスでも近年は出生の減少傾向が続き、その要因として、就労や所得の安定化を待った上で出産を選ぶ「出産年齢の高齢化」が挙げら

れている。特に2023年は戦争やインフレの社会不安の影響からか、出生数・合計特殊出生数ともに急落した。それでもこの国の出生数は約67万8千人、合計特殊出生率は1.68と、先進国では高位にある<sup>12</sup>。

人口規模でフランスの2倍にあたる日本の同年の出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20<sup>13</sup>。本邦の少子高齢化はすでに手遅れとの声もあるが、だからといって国民の「子を望む意思」の阻害要因を放置してよい理由にはならない。人が子を「産める・育てられる」と思える感覚は、社会の安定性と持続性を反映する。その安定性と持続性は、今ここで生きるあらゆる人々の暮らしにも不可欠だ。「産める・育てられる」と思える社会の整備は、年齢や性別、子の有無に関係なく、すべての人々にとっての急務なのである。

(たかさき じゅんこ・ライター、フランス在住)

- 1 フランス 乳幼児期観測 2023年度版 Observatoire nationale de la Petite Enfance(ONAPE) 2023 <https://www.caf.fr/nous-connaître/observatoire-national-de-la-petite-enfance-onape>
- 2 日本 厚生労働省 平成28年(2016年)就労条件総合調査の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/16/dl/gaikyou.pdf>  
日本 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」 就業者1人当たり平均年間総実労働時間(2016年の数値) [https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2018/06/p205-206\\_t6-1.pdf](https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2018/06/p205-206_t6-1.pdf)
- 3 フランス 乳幼児期観測 2023年度版 Observatoire nationale de la Petite Enfance(ONAPE) 2023 <https://www.caf.fr/nous-connaître/observatoire-national-de-la-petite-enfance-onape>
- 4 フランス 労働法典 第3部・第1冊 労働時間規定 Code de travail, Troisième partie, Livre 1er, L-3111- 1 ~ L-3172-2 [https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000033020376](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000033020376)
- 5 フランス 企業向け行政サービス情報サイト「2024年11月1日、法定最低賃金の見直しにより2%の増額」 <https://entreprendre.service-public.fr/actualites/A17008#?profil=tout>
- 6 上記注4の労働法典と共に、次の日本語資料を参照した。日本 労働政策研究・研修機構 JILPT 資料シリーズ No248「諸外国の労働時間法制とホワイトカラー労働者への適用に関する調査－米・独・仏・英－」2022年3月 <https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/248.html>  
2023年、Cadreは雇用労働者全体の22.4%。フランス 統計経済研究所「雇用・失業・収入報告 2024年版」2024年8月22日公表 <https://www.insee.fr/fr/statistiques/7767424>
- 7 フランス 2016-1088法(「繋げられない権利」に関する法律) [https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article\\_jo/JORFARTI000032984268](https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000032984268)
- 8 I P S O S バカンス・バロメーター2024 [https://www.ipsos.com/sites/default/files/ct/news/documents/2024-05/barometre\\_voyage\\_infographie\\_2024.pdf](https://www.ipsos.com/sites/default/files/ct/news/documents/2024-05/barometre_voyage_infographie_2024.pdf)

- 9 フランス 全国家族手当金庫 「給付ガイド」 2024 年 5 月版 <https://www.calameo.com/read/007557337a6b6b2cea0c8https://caf.fr/professionnels/offres-et-services/accompagnement-des-allocataires>
- 10 フランス 経済省 「所得区分による累進課税でどのように所得税を算出するか？」2024 年 1 月 10 日公開 <https://www.economie.gouv.fr/particuliers/tranches-imposition-impot-revenu#> 上記 URL 内の例より、同じ世帯年収 55,950 ユーロのカップルで、未成年の子が 2 人いる世帯・子のいない世帯の所得税をそれぞれ計算する。

2024年の所得区分と課税率

所得区分（世帯一人当たり）	区分ごとの課税率
～11,294ユーロ	0%
11,295ユーロ～28,797ユーロ	11%
28,798ユーロ～82,341ユーロ	30%
82,342ユーロ～17,7106ユーロ	41%
177,106ユーロ～	45%

●未成年の子が 2 人いる成人 2 人世帯

税制上の「世帯の頭数」は大人 2、子ども  $0.5 \times 2 = 1$ 、合計 3

- 1) 世帯所得を 3 で割った「家族係数」は  $55950 \div 3 = 18,650$  ユーロ
- 2) 家族係数 18,650 ユーロを所得区分に当てはめて算出した「世帯の頭数あたりの課税額」は 809.16 ユーロ
  - ・ 11,294 ユーロまでは 0% 課税 = 1 人当たりの課税額は 0 ユーロ
  - ・ 11,295 ユーロ～ 28,797 ユーロまでの所得区分は 11% 課税：この区分の税率は、18,650 ユーロから 0% 課税分を引いた所得額に 11% が課税される。すなわち  $(18,650 - 11,294) \times 11\% = 809.16$  ユーロ
- 3) 「頭数あたりの課税額」に世帯の頭数を掛けた世帯全体の課税額は  $809.16 \text{ ユーロ} \times 3 = 2,427.48$  ユーロ
 

ここに所得税の「割引基準額：独身者 1,929 ユーロ・共同課税のカップル 3,191 ユーロ」を適用する（世帯課税額に 45.45% を掛け、その額を、独身者は 875 ユーロ・カップルは 1,444 ユーロから引いた額が減税される）と、この世帯の割引適用後の税額は  $2,427.48 - 346 = 2,081.48$  ユーロとなる。

●子のいない成人 2 人世帯

税制上の「世帯の頭数」は大人 2

- 1) 世帯所得を 2 で割った「家族係数」は  $55,950 \div 2 = 27,975$  ユーロ
- 2) 家族係数 27,975 ユーロを所得区分に当てはめて算出した「世帯の頭数あたりの課税額」は 2,048.51 ユーロ
  - ・ 11,294 ユーロまでは 0% 課税：0 ユーロ
  - ・ 11,295 ユーロ～ 28,797 ユーロまでの 11% 課税： $27,975 - 11,294 \times 11\% = 1,801.91$  ユーロ
  - ・ 28,798 ユーロ～ 82,341 ユーロまでの 30% 課税： $28,797 - 27,975 \times 30\% = 246.60$  ユーロ
- 3) 「頭数あたりの課税額」に世帯の頭数を掛けた世帯全体の課税額は  $2,048.51 \text{ ユーロ} \times 2 = 4,097.02$  ユーロ
 

この世帯の課税額は「割引基準額」以上なので、課税額は 4,097.02 ユーロとなる。

上記には控除や給付を考慮していない。あくまで「同額の所得で人数が異なる世帯」の単純比較のための計算例であると留意されたい。

- 11 フランス 公共財政総局 「家族関係の控除」 <https://www.impots.gouv.fr/particulier/deductions-liees-la-famille>  
給付付き控除の対象になる年間保育費は、子 1 人当たり 3,500 ユーロの上限がある。
- 12 フランス 行政サービス情報サイト 「2023 年人口動態：フランス国内の常住人口は 6,840 万人」 2024 年 1 月 16 日公開 <https://www.vie-publique.fr/en-bref/292665-bilan-demographique-la-baisse-des-naissances-continue-en-2023#>
- 13 日本 厚生労働省 「令和 5 年人口動態統計月報年計（概数）の概略」 2024 年 6 月 5 日公開 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/index.html>